

小樽市安全で安心なまちをつくる条例（原案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（観光客等の安全の確保）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2-3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（犯罪被害者等への支援）</p> <p>第16条 市は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。）の権利利益の保護を図るため、<u>犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関と連携し、相談、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（表彰）</p> <p>第17条 市は、安全で安心なまちをつくる取組に特に功績があったと認められるものを表彰するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p style="text-align: center;">制 定 平成18年12月27日条例第57号</p> <p style="text-align: center;">（観光客等の安全の確保）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2-3 （略）</p> <p>——</p> <p style="text-align: center;">（表彰）</p> <p>第16条 市は、安全で安心なまちをつくる取組に特に功績があったと認められるものを表彰するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

【参考】 犯罪被害者等基本法（平成十六年十二月八日法律第百六十一号）抜粋

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携協力）

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。